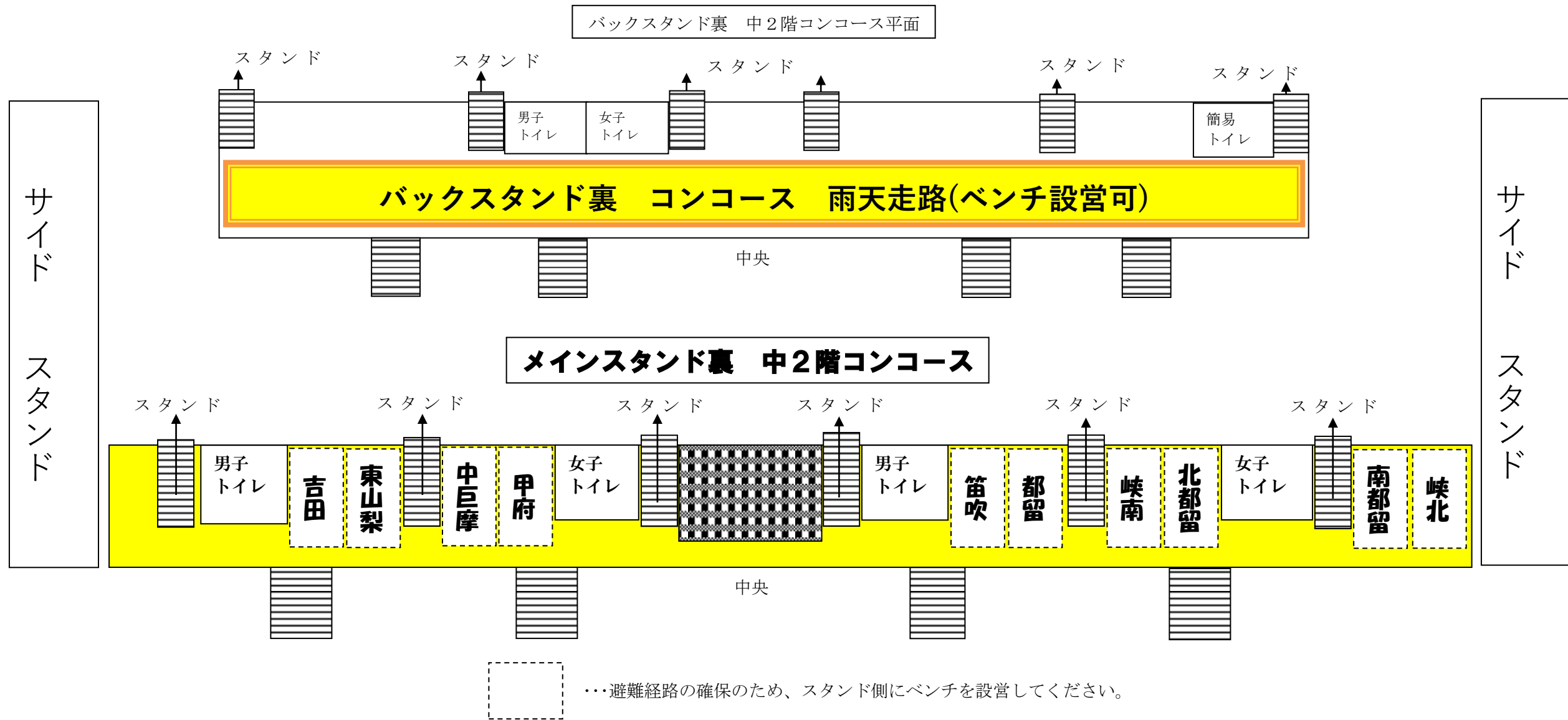


県総体支部ベンチ割り振り

…競技場内ベンチ設営可能エリア
(競技場外側もベンチ設営可)



<注意事項>

- ・陸上部がある学校でベンチ設営場所が決まっている学校は、いつも通りの場所に設営してください。(例：玉穂中→サイドスタンド外側の芝生)
- 陸上部がなく定位置が決まっていない学校は、支部の割り振りを参考にベンチを設営してください。
- ・ 箇所及び、補助競技場内、公園内備え付けのベンチへの、ベンチ設営は禁止となっております。(例：補助競技場入り口付近東屋周辺)

※補助競技場内もベンチ設営禁止となっておりますのでご注意ください。